平成 25 年　4 月 22 日

文部科学大臣　下村 博文 様

デイジー教科書利用促進に関する要望

デイジー教科書製作ネットワーク団体一同

連絡先　（公財）日本障害者リハビリテーション協会情報センター内
野村　美佐子
〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
Tel: 03-5273-0796 Fax: 03-5273-0615

文部科学省におかれましては、LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒のための教育諸条件の整備と拡充につきまして、平素よりご尽力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、2008 年 9 月 17 日施行の「教科用特定図書普及促進法（教科書バリアフリー法)」と「著作権法第 33 条の 2」の改正がされたことで、LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒のための「拡大教科書」や、デジタル化された「マルチメディアデイジー教科書」等の製作に係わる規制が大幅に緩和されました。

これをうけて 2008 年 9 月より公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会では、通常の教科書では読むことが困難な児童・生徒に対しマルチメディアデイジー教科書の提供を開始いたしました。さらに 2009 年度からは同協会を中心として「デイジー教科書製作ネットワーク」を立ち上げ、現在は、同協会を含め 17 団体（別添資料 1 参照）で、通常の教科書では読むことに困難のある児童・生徒にデイジー教科書を提供しております。

しかしながら残念なことに、デイジー教科書についての認知度や周知度がいまだ十分とはいえないことから、読むことに困難のある多くの児童・生徒の手元にまで届いていないのが実情です。

文部科学省におかれましては、下記のデイジー教科書利用促進のための特段の措置を講じてくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1．都道府県並びに市区町村教育委員会に対し、各管下の教育事務所、小中学校、通級指導教室、特別支援学校その他関係各方面、保護者等に向けて、教科書バリアフリー法の趣旨やデイジー教科書についての周知をご指導くださるようお願いいたします。

2．都道府県並びに市区町村教育委員会に対し、デイジー教科書利用申請に係わる諸手続のご協力をいただき、教育委員会単位あるいは教育事務所単位などで一括代行が可能となるようご指導くださるようお願いいたします。

3．新学期が始まる 4 月になっても、教科用特定図書等を製作するためのデジタルデータが製作を行う非営利団体等に届いていません。読める教科書がないまま授業を受ける児童生徒がいないように、対策をお願いいたします。拡大教科書あるいは点字教科書と同様に、文部科学省より出版社等に委託して DAISY 教科書を新学期が始まる前に児童生徒に提供していただけるよう、要望いたします。必要な製作受託や技術移転の請負は、ネットワークの団体がサポートします。

4．「音声読み上げのコンピュータソフトを利用した教材（教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。）を、障害のある児童生徒に向けて製作する非営利団体」は、「音声読み上げのコンピュータソフトを

利用した教材（教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。）を、障害のある児童生徒に向けて製作する者」としてください。（別添資料２参照）

５．義務教育用検定教科書が無償給与されていることに準じて、デイジー教科書の製作と配布に係る費用についても、国の責任において公費での負担をして頂けますようお願いいたします。

６．米国政府の事例を参考に、国が教科書出版社に対して、EPUB 等のアクセシブルな電子ファイルによる教科書等の提供を義務付けるようお願いたします。

以上

＜別添資料 1＞
デイジー教科書製作ネットワーク団体
・特定非営利活動法人 NaD (ナディー　旧奈良 DAISY の会)
・特定非営利活動法人　デジタル編集協議会ひなぎく
・国立大学法人富山大学人間発達科学部 森田研究室
・ボランティアグループ　デイジー江戸川
・特定非営利活動法人　支援技術開発機構
・特定非営利活動法人　かかわり教室
・特定非営利活動法人　こみこみドットコム
・社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター
・朗読奉仕グループ「Q の会」
・特定非営利活動法人　やまゆり
・調布デイジー
・あおもり DAISY 研究会
・特定非営利活動法人　サイエンス・アクセシビリティ・ネット
・広島国際大学マルチメディア DAISY 研究会
・社会福祉法人　日本点字図書館
・所沢マルチメディアデイジー
・公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

＜別添資料 2＞
デジタルデータの使用申請に関して
(参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/1246125.htm)
（1）提供希望データの届出
ア）教科用特定図書等の発行をする者で次のいずれかに該当する者は、データ管理機関に対し、使用（教科用特定図書等を発行するための使用に限る。）を希望する教科書デジタルデータの種類について、別に定める様式により届出を行う。

教科用拡大図書を製作する者
教科用点字図書を製作する者
音声読み上げのコンピュータソフトを利用した教材（教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。）を、障害のある児童生徒に向けて製作する非営利団体
教科用拡大図書を製作する高等学校及び特別支援学校（視覚障害等）高等部（以下「高等学校等」という。）

＜別添資料 3＞
活用マニュアル「デイジー教科書を使ってみよう！」
http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/textmanual.html#a1

エンジョイ・ディジー　私らしい方法で読む、わかる！
http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html